

議案第 2 号

川崎市基金条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市基金条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 24 年 2 月 15 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市基金条例の一部を改正する条例

川崎市基金条例（昭和 46 年川崎市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号の表に次のように加える。

川崎市藤子・F・ 不二雄ミュージア ム事業基金	川崎市藤子・F・不二雄ミュージアム事業の資金に 充てる。
-------------------------------	---------------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

川崎市藤子・F・不二雄ミュージアム事業の資金に充てるための基金を設置するため、この条例を制定するものである。